第十五条中「住所」の下に「（法第二十一条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）」を加え、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十六条中「第二十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「選挙人名簿に登録される資格を有する」を「法第二十一条第一項に規定する者に該当する」に改める。

第二十六条の二第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改め、同条第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第二十六条の五中「投票の期日が定められた場合においては」を「更に期日を定めて投票を行わせることとされた場合には」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（選挙人名簿の送付等）

第二十八条　市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　その投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。

二　その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合を除く。）　次に掲げるいずれかの措置

イ　当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ　当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を送付すること。

ハ　当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三　その投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、第三十五条第一項第二号ロに掲げる方法により選挙人が当該選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行うこととしている場合に限る。）　当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

2　市町村の選挙管理委員会は、指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めている場合には、指定投票区の投票管理者に対して、その指定投票区の投票所を開く時刻までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿又はその抄本を送付すること。

二　その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行つた後、第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合を除く。）　次に掲げるいずれかの措置

イ　当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法により送付すること。

ロ　当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記録した電磁的記録媒体を送付すること。

ハ　当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を記載した書類を送付すること。

三　その指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合（当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項の確認を行つた後、第六十三条第一項又は第二項の規定による決定を行うこととしている場合に限る。）　当該投票管理者が、当該市町村の選挙管理委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することができる状態に置くこと並びに前号イからハまでに掲げるいずれかの措置

第二十九条第一項中「選挙人名簿に登録されている者は、」を「法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で」に、「場合において」を「もの又は他の市町村の区域内に住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、」に改める。

第三十条中「選挙人名簿に登録されている者は、」を「法第二十一条第一項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録された者で」に、「場合において」を「もの又は国外へ住所を移した者で同条第二項に規定する者に該当して選挙人名簿に登録されたものは、」に改める。

第三十五条第一項中「選挙人名簿又はその抄本（当該選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第五十三条第一項、第五十九条の四第四項及び第五十九条の五の四第七項において同じ。）と対照して」を「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により」に、「あわせて」を「併せて」に、「文書」を「引続居住証明書類（同項に規定する引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書をいう。以下同じ。）」に、「これ」を「当該選挙人」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次号に掲げる場合以外の場合　選挙人名簿又はその抄本と対照する方法

二　選挙人名簿が法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合　次に掲げるいずれかの方法

イ　市町村の選挙管理委員会から送付された当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法

ロ　当該投票管理者及び市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、当該市町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方法

第三十五条第二項中「規定する選挙人名簿登録証明書」の下に「（以下この項及び第五章において「選挙人名簿登録証明書」という。）」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「規定する南極選挙人証」の下に「（以下第五十三条までにおいて「南極選挙人証」という。）」を加え、「においては」を「には」に改める。

第四十三条中「第五十三条」を「第五十三条第一項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「ふた」を「蓋」に、「かぎをかけた」を「施錠した」に、「かぎは」を「鍵は」に改める。